(1)

に関する告示の一部改正

める法人に関する告示の一部改正

同

=

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人

する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証

示

目

次

規

則

岐

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

行

政管

理

課

=

甲

号 外 (--)平 成二十四年 四 月

則

則の一部を改正する規則をここに公布する。 岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規

平成二十四年四月一日

(行政管理課)

_;

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第十八号

(行政管

理

課

岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関す

る規則の一部を改正する規則

則 岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規 (平成十一年岐阜県規則第五十一号) の一部を次のように改正する。

第二条中「岐阜県総務部行政改革課」を「岐阜県行政管理課」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

規

日

0

0

平成二十四年四月一日

岐阜県告示第二百五十三号) の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十三年

岐阜県告示第百六十八号

告

示

号 外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

発行

用する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田

に改める。 法人岐阜県市町村行政情報センター」を「一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター」 ンター」に、「財団法人岐阜県体育協会」を「公益財団法人岐阜県体育協会」に、「財団 に、「財団法人岐阜県公衆衞生検査センター」を「一般財団法人岐阜県公衆衞生検査セ 「財団法人岐阜県産業経済振興センター」 を「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター」 **『財団法人岐阜県国際交流センター」 を「公益財団法人岐阜県国際交流センター」に、**

岐阜県告示第百六十九号

から適用する。 成十四年岐阜県告示第二百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日 岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示 **平**

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田

岐

法人岐阜県市町村行政情報センター」を「一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター」 に改める。 ンター」に、「財団法人岐阜県体育協会」を「公益財団法人岐阜県体育協会」に、「財団 「財団法人岐阜県公衆衞生検査センター」 を「一般財団法人岐阜県公衆衞生検査センター」 **「財団法人岐阜県産業経済振興センター」を「公益財団法人岐阜県産業経済振興セ 「財団法人岐阜県国際交流センター」を「公益財団法人岐阜県国際交流センター」に、**

岐阜県訓令甲第二号

令

訓

甲

庁 各

中 地

般 関

現

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 岐阜県事務合理化対策委員会規程 (昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号) の一部を次の

第三条第二項中「総務部行政改革課長」を「行政管理課長」に改める。 第八条中「総務部行政改革課」を「行政管理課」に改める。

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜市薮田南二丁目一番一号

岐 岐

発 発 行 行

所 者

平成二十四年四月一日発行

庁

編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐

阜

文

芸

社